府縣會對策の件

議會對策部提出

改正後の府縣会に對し吾党支部聯合会は、適確なる議会対策をたて闘争を開始せねばならない。

一、府県会の本質

国会を始めとし、府県会、市町村会、何れも今日、資本家地主の利益のため勤労者農民の生活を抑圧し、搾取する反動的な一環の支配機構をなしているることは何人も認むるところである。

二、一般闘争方針

吾党は議員を府県会に送って単なる社会政策を実行せんがための闘争に終始せんとするものでは断じてない。

地方自治体に現はれる中央の専制支配を暴露し、大衆を階級利害に集結せしめ、府県会の徹底的民主主義を要求しなければならない。

吾人は府県会の中に[illegible]者として、且つ真実なる無産階級の利益の代表者として選出せらるるの要がある。

府県会の議員の要求は、一は法律制度の上に現はれる大衆の現実であり[illegible]

一は府県会の具体的事実[illegible]に於ての斗争を通じて大衆を[illegible]するに[illegible]

[illegible]

[illegible]	九、七	仝	五
宗地文隆	九、七	仝	五
藤川正之	九、八	仝	|
判田冬助	九、八	仝	|
熊沢虎一	九、一〇	仝	|
永尾政保	九、一〇	仝	一
斎原浅一	九、一一	仝	三
田原春治	九、一一	仝	一
山本昇	九、九	九、二三	二
名倉周助	九、九	一〇、二	四
桜田由雄	九、一〇	一〇、二	一三
坪井幸治郎	九、一〇	九、二六	二
高梨二夫	九、一二	九、一八	|
角田藤三郎	九、九	九、一五	四
岩井勇蔵	九、一一	一〇、二	|
岡橋吉四郎	九、二一	九、二五	一
岡本善司	九、二三	仝	一
川倉政雄	九、二三	仝	一
川倉政雄	九、二一	仝	|

[illegible]	九、一四	九、二二	一
稲[illegible]善助	九、一五	九、二二	|
庄司重芳	九、一五	一〇、二	六
楠目高盛	九、一五	九、二五	二
中沢荘六	九、一五	九、二二	|
平山伊三雄	九、一七	九、二二	|
粕谷広栄	九、一九	一〇、二	三
石河京市	九、一九	九、二六	|
望月四雄	九、二〇	九、二七	二
武田山三郎	九、一六	九、二五	一
天野幸次郎	九、二〇	九、二五	|
依次雄	九、二〇	九、二五	|
川井雄二郎	九、一八	一〇、二	三
岡田宗司	九、一〇	一〇、二	二